

## 板柳町子育て住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 板柳町は、活力あるまちづくりを推進するため、住宅を取得し定住する子育て世帯に対し、予算の範囲内において板柳町子育て住宅取得補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、板柳町補助金等の交付に関する規則（平成13年板柳町規則第14号。以下「規則」という。）及び板柳町町税等滞納者に対する補助金等交付の取扱い方針（令和7年板柳町告示第40号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成29年4月1日以降に、住宅を取得し、当該住宅を住所地として住民基本台帳に記録し、定住している者
- (2) 住宅を取得した日及び各年度の固定資産税が完納された日において、中学生以下の子と同居している者若しくは妊娠している者又は配偶者が妊娠している者
- (3) 申請者及び生計を同一にしている世帯員に町税等の滞納がない者。ただし、町外から転入する世帯員にあつては本町への転入前の住所地における市区町村税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 板柳町暴力団排除条例（平成24年板柳町条例第10号）に規定する暴力団員
- (2) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けた者

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 補助対象者が平成29年4月1日以降に取得した自己の居住の用に供する1戸建ての住宅であること（店舗、事務所等を併用するもの（以下「併用住宅」という。）を含む。）。
- (2) 自己の居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上で、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されていること。
- (3) 台所、トイレ、浴室及び居室を備えていること。
- (4) 併用住宅にあつては、公序良俗に反するおそれがないこと。
- (5) 建築基準法、都市計画法その他の法律、条例等の規定に基づく指導及び勧告に従った措置が講じられていること。

2 前項の規定にかかわらず、板柳町空き店舗利活用補助金の交付を受けた併用住宅は補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、補助対象住宅に係る固定資産税が補助対象者に対して初めて賦課されることとなった年度を含め3年度とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象住宅の居住の用に供する部分に、賦課されることとなった固定資産税に相当する金額を限度とする。

2 前項の補助金は、各年度の固定資産税が完納された後に交付するものとする。

3 第1項の補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 板柳町子育て住宅取得補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)

(2) 補助対象住宅の固定資産税が完納されたことが分かる書類の写し

(3) 補助対象住宅の固定資産税納税通知書(課税明細書)の写し

(4) 町外から転入する世帯員の場合は、本町への転入前住所地における納税証明書

(5) 妊婦がいる世帯の場合は母子手帳の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定して、板柳町子育て住宅取得補助金交付(不交付)決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、中止し、又は交付を受けた金額の返還を命ずることができる。

(報告、実地調査等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象者等に報告を求め、又は担当職員に現地調査等を行わせることができる。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助対象者へ納付した固定資産税が還付されたときは、還付された金額の範囲内において返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。